

第5章 施策及び具体的取組

この章では、取組目標1～8の各施策で
取り組んでいく具体的な取組内容を示します。

■ **取組目標 1：建設産業の魅力向上や市民理解への取組**

- 施策 1-1：建設産業の PR 事業の推進【業界団体、企業、市】
- 施策 1-2：女性活躍を通じた魅力発信の強化【業界団体、企業、市】

■ **取組目標 2：建設産業の働き方改革の推進**

- 施策 2-1：工事発注における週休 2 日の取組の推進【企業、市】
- 施策 2-2：適正な工期及び業務履行期間の設定【市】
- 施策 2-3：施工時期及び業務履行期限の平準化の推進【市】
- 施策 2-4：受注者の作業効率化の推進【市】
- 施策 2-5：労働時間縮減に向けた取組の推進【企業】

■ **取組目標 3：担い手確保に向けた取組の推進**

- 施策 3-1：担い手確保に向けた取組の積極的な実施【企業】
- 施策 3-2：建設産業の活性化に資する取組に対する助成制度の検討【市】
- 施策 3-3：建設産業での女性活躍を推進する施策の検討【市】
- 施策 3-4：技術者及び技能労働者の採用に向けた取組等への支援【市】
- 施策 3-5：企業の枠を超えた若者・女性の活動に対する支援【業界団体、企業、市】
- 施策 3-6：各種支援制度等に関する情報の集約・発信【市】

■ **取組目標 4：人材確保、品質確保や地域貢献等に取り組む企業の支援**

- 施策 4-1：企業の人材確保等の取組や技術力を考慮した発注方法の活用【市】
- 施策 4-2：建設産業の活性化に資する取組に対する表彰制度等の検討【市】

■ **取組目標 5：企業の経営基盤の強化と適正な利潤の確保**

- 施策 5-1：適正な予定価格の設定【市】
- 施策 5-2：中長期的な事業量の確保【市】
- 施策 5-3：地域を支える地元企業等の受注機会の確保【市】
- 施策 5-4：下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施【企業】
- 施策 5-5：下請契約等の適正化に関する啓発の強化【市】

■ **取組目標 6：生産性向上につながる i-Construction の推進**

- 施策 6-1：ICT 活用工事の拡大【市】
- 施策 6-2：i-Construction による事業の効率化【企業、市】
- 施策 6-3：ICT 施工の導入促進策の検討【市】

■ **取組目標 7：建設産業の発展に向けた横断的な取組の実施**

- 施策 7-1：企業の事業承継などの取組への支援【市】
- 施策 7-2：関係業界との連携強化【企業、市】
- 施策 7-3：札幌市産業人材創出推進本部や既存計画等との連携【市】
- 施策 7-4：教育分野との連携【市】
- 施策 7-5：道内の建設産業関連の施策との連携強化【市】

■ **取組目標 8：将来に向けた広い観点での中長期的課題の検討**

- 施策 8-1：地元建設産業の持続的な体制の確保に向けた中長期的課題の検討【市】
- 施策 8-2：国の政策に関する業界の要望に対する札幌市としての協力検討【市】
- 施策 8-3：官民含めた建設業界全体での働き方改革の推進【企業、市】

■取組目標 1：建設産業の魅力向上や市民理解への取組

施策 1-1：建設産業の PR 事業の推進【業界団体、企業、市】

建設現場の労働環境の改善に向け、これまで業界を挙げた取組により改善が図られてきているが、就職後の労働環境や人間関係等を不安視する若者や、子の就職先として反対する親は依然として多いなど世間一般にはネガティブなイメージを持たれている。その一因として、情報発信の不足も挙げられる。

建設産業の担い手確保のためには、建設産業の果たしている社会的役割、魅力や働き方改革の取組などについて正しく伝え、理解を醸成していくことが必要である。これまで業界団体・企業や本市において各種 PR の取組が展開されているが、今後も学生や世間一般に対して高い PR 効果を発揮できるように、各種 PR の取組を一層推進する。

1-1-1 各種ツアー、施設見学、建設産業ふれあい展などの PR 事業の継続・拡大

(取組・方向性)

- ・本市の PR 事業は今後も継続を基本とし、高校生・大学生等を対象とする施設見学会等については、新規の対象となる学校がある場合は実現に向けて検討する。
- ・既存の PR イベントと一層の連携・協力を図るとともに、新規イベントなど効果的な取組についても検討を進める。新規イベントの検討については、これまでの要望・提案や他自治体の取組などを参考とする。
- ・PR の取組を拡大する際には、学生全般（小学生～大学生、女子学生）、保護者・学校教諭、既卒者など、対象を広く捉えるよう留意する。検討項目の例及び PR 内容の留意事項を以下に示す。

(参考 1) PR の取組拡大に向けた検討項目の例

- ・既存の PR イベントの継続・拡大（親子・女子対象の施設見学ツアー、学生向け現場見学会、建設産業ふれあい展、ワク！WORK！学校祭※など）
※ワク！WORK！学校祭：高校生（普通高校生を含む）を対象とする進学・就職の総合的な体験型展示イベント
- ・PR 用パンフレットの作成・頒布
- ・建設業界と札幌市が共催する新規 PR イベント
- ・地域の守り手の大切さを小学生に意識付けするための雪対策 PR との連携

(参考 2) PR の内容に関する留意事項

- ・PR の内容については、次に示す項目などを対象に応じて構成し、効果的なものとなるよう留意する。

※建設の仕事の魅力、社会的必要性、建設企業に就職するまでのルート、労働環境に

対する悪いイメージの払拭、安心できる就職先、女性の視点、見学会や就業体験機
会の提供など

1-1-2 建設産業の魅力を伝える PR パンフレット等の制作及び活用

(取組・方向性)

- ・ 建設産業の魅力を的確に伝えるため、対象毎に PR パンフレットを制作し、様々な PR イベント等において活用する。
※PR パンフレットの対象例：①高校生、②小中学生、③女子学生
- ・ PR パンフレット等は、データ化して札幌市や建設企業のホームページ等での活用も促す。
- ・ PR 動画の制作などについても検討する。

1-1-3 札幌市や建設業界のホームページの活用等による情報発信体制の充実

(取組・方向性)

- ・ 各企業や業界団体からの積極的な情報発信が各企業や建設産業に対する理解促進につながることから、企業や業界団体のホームページ・SNS 等の開設拡大・内容充実を図ることにより、情報発信の強化を目指す。
- ・ 本市の情報発信について、市の取組を集約するほか、他機関の助成制度、国の取組や通知、企業の働き方改革の成功事例など、各企業が活用できる幅広い情報を掲載するとともに、各企業の情報発信を効果的にするため、関係団体とのリンクを貼るなどの見直しを図る。
- ・ 企業や業界団体のホームページ活用による情報発信を促進するため、ホームページ開設等に対する助成制度などの支援策を検討する。また、各企業のホームページ上に建設産業の PR パンフの掲載を促す。

施策1-2：女性活躍を通じた魅力発信の強化【業界団体、企業、市】

建設現場で活躍する女性の姿は、男性職場の象徴であった建設産業のイメージを大きく変えるとともに、女性従事者が活躍できる環境を整備することは、全ての従事者が働きやすい環境を整備することとなり、更なる女性活躍への好循環にもつながることから、女性活躍を通じた魅力発信を強化する。

1-2-1 女性技術者等が参加するイベントの実施

（取組・方向性）

- ・本市が開催する「土木施設めぐり女子ツアー」は、女性従事者や女子学生に交流の場を提供することにより、就職に対する不安の払拭や、社会人になった後の人脈形成に資するなど、女性従事者の入職促進や離職防止に一定の役割を果たすと考えらることから、こうした場での体験談や、参加した学生の声などを、PRに活用する。

1-2-2 女性の活動団体との連携強化

（取組・方向性）

- ・建設どさん娘の会や設備女子会などの任意団体では、企業の枠を超えて女性の技術者等が集まり、交流・研修・PR等に精力的に取り組むことで、建設分野における女性活躍に大きな役割を果たしていることから、本市の建設産業活性化においても、こうした団体との連携強化や、活動の継続・拡大に対する支援等が必要であり、取組を検討する。

■取組目標 2：建設産業の働き方改革の推進

施策 2-1：工事発注における週休2日の取組の推進【企業、市】

週休2日は、若年層の入職先として選ばれる産業を目指すうえで必要であるとともに、建設産業の働き方改革の実現に向けて中核となる取組であることから、受注者が建設現場の週休2日の取組を導入しやすいように、発注者は必要な環境整備を図るなど受注者の取組を促進する施策を講じる必要がある。

なお、札幌市の発注工事は、施設の運用や関連工事との調整など工事毎の現場条件を踏まえる必要があり、全ての工事において週休2日の導入が適している状況ではない。また、1年単位の变形労働時間制の導入により効率の良い積雪前までの時期を有効活用するなど、各企業は工夫しながら改正労働基準法への適合を図っているように、多様な働き方が存在することに配慮する必要がある。

2-1-1 週休2日工事の実施拡大

（発注者の取組）

- ① 工事での週休2日実施を希望する企業が導入しやすい環境を整えるため、週休2日を前提とした工期を確保し、可能な限り週休2日工事（受注者希望型）を採用する。そのために、工期の制約を受けるような場合についても、事業計画の段階から予算を含めて週休2日を考慮したスケジュールを検討する。
- ② 週休2日工事達成時の工事成績加点等の取扱いについては、工事の性質上適用できない工事が不利とならないよう配慮する。
- ③ 週休2日の導入と併せて、関連する次の取組についても最大限考慮する。
 - ・ 工事発注の際には、工期設定要領に基づき適正な工期を確保する。【施策 2-2-1】
 - ・ 労働時間縮減に向けた書類簡素化や作業効率化等の取組を推進する。【施策 2-4-1～2】
 - ・ 工事の余裕期間制度（フレックス方式）の採用が可能な現場については極力採用する。【施策 2-3-3】

（受注者の取組）

- ① 働き方改革の実現のため、週休2日の導入等に積極的に取り組む。
- ② 週休2日の導入と併せて、関連する次の取組についても最大限考慮する。
 - ・ 下請契約の締結等は、国の通知に基づき適正に実施する。【施策 5-4-1】
 - ・ 下請企業においても、定額月給制の導入を考慮するなど、労働者の週休2日の希望に応えることのできる労働環境の確保を目指す。

2-1-2 週休2日の導入を考慮した補正率の見直し

(取組・方向性)

- ・週休2日を達成した工事などの間接費や労務費・機械経費の補正などについては、国や他自治体の動向を踏まえ、適切に対処する。
- ・国や道が補正率等の見直しを行う場合には、市としても速やかに追従できるよう対応を図る。

施策2-2：適正な工期及び業務履行期間の設定【市】

長時間労働の是正や週休2日の確保など建設産業の時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮して、発注者として週休2日の確保を前提とする適正な工期及び業務履行期間の設定に努める。

2-2-1 週休2日の確保を前提とした工期等の設定

(取組・方向性)

- ・事業計画の検討段階からスケジュールや予算を含めて週休2日を考慮する。
- ・工事発注の際には、工期設定要領に基づき適正な工期を確保する。
- ・設計業務においても標準的な履行期間を設定するため、国の「履行期間設定支援ツール」の導入状況などを踏まえつつ、適正な履行期間を確保する取組を検討する。

2-2-2 業務履行期間の変更等の柔軟な運用

(取組・方向性)

- ・災害発生時には、緊急の調査・設計業務や応急復旧工事などへの従事が、他の業務や工事より優先される必要がある。このように、履行条件に変更があった場合は、札幌市委託業務契約約款等の規定に基づき、業務履行期間の延長等に対して適切かつ柔軟な運用を図る。

施策2-3：施工時期及び業務履行期限の平準化の推進【市】

限られた人材や資機材等で計画的・効率的に工事等を執行するため、施工時期及び業務履行期限の平準化の取組を推進するとともに、工事の余裕期間制度（フレックス方式）の活用が可能なものについては積極的に活用を図る。

2-3-1 債務負担行為の活用等による工事の早期発注の継続・拡大

（取組・方向性）

- ・工事の平準化や適期施工の取組として、これまでも各工事発注部局の発注条件において可能と判断される場合は、債務負担行為の活用等により早期発注に取り組んでいるところであり、今後においても、発注件数のバランスに留意しながら、引き続き債務負担行為等の活用を図ることで平準化を推進する。

2-3-2 業務履行期限の平準化の推進

（取組・方向性）

- ・業務履行期限が年度末に集中するのを防ぐため、早期発注する業務を増加し平準化を進める。
- ・「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、品確法）の改正で、繰越明許費や債務負担行為の活用が明文化されたことを受けて、設計業務等の早期発注に向けた活用についても検討する。

（参考）品確法の改正について

- ・R1.6の品確法の改正において、第7条「発注者等の責務」に次の内容が規定された。
 - ①公共工事等（調査及び設計を含む）の実施時期の平準化を図るため、「繰越明許費又は債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定」「中長期的な公共工事等の発注見通しの作成等」を行うこと
 - ②公共工事等の従事者の労働時間等が適正に確保されるよう、適正な工期を設定すること

2-3-3 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事の活用

（取組・方向性）

- ・工事の余裕期間制度（フレックス方式）の適用可能な工事については、円滑な工事体制の整備や働き方改革の推進につながるなど、受注者にとってのメリットが考えられることから、対象工事の件数拡大を目指す。
- ・導入時は試行により課題の把握に努める。

（参考）工事の余裕期間制度（フレックス方式）について

- ・受注者の円滑な工事体制の整備を図ることを目的とし、全体工期内で受注者が決定する工事の始期と終期で契約締結を行う制度。受注者にとって、技術者の最適な配置、資機材の有効活用を図ることで、人材不足の補充、働き方改革の実現、残業時間の縮減などの効果に結びつくことが期待される。
- ・庁舎営繕工事やプラント工事など、施設の運用に関わる場合や工期に制約のある工事については適用不可である。また、冬期施工による品質低下が生じないような運用が必要である。

施策2-4：受注者の作業効率化の推進【市】

建設業や建設関連業では人材不足が進むなか、改正労働基準法への適合と働き方改革の取組が求められる状況となっている。また、令和元年度に改正された品確法においては、公共工事に関する測量、調査及び設計が法の対象に追加されたことにより、業務成果の品質向上が求められることとなった。このような受注者の取組の必要性を踏まえ、発注者は受注者の作業効率化に資する取組を推進する。

2-4-1 工事に係る事務の効率化

(取組・方向性)

(1) 工事書類及び検査の簡素化

- ・ 工事書類の簡素化について、北海道建設部での工事書類の標準化・簡素化の取組を踏まえて同様の取組を進めるなどにより、受注者の工事事務の軽減を図る。
- ・ 中間検査については、負担増につながっている可能性も考慮し、簡素化を検討する。

(2) 電子納品の推進

- ・ 電子納品については、工事事務の効率化のほか、品質向上、情報の長期保存、コスト縮減等に効果があることから、国の基準に準拠した電子納品を推進する。
- ・ データの保管管理が将来必要となる場合も想定されるため、受入体制について検討を進める。
※（用語説明）設計金額が2千万円以上の国庫補助事業は対象であり、今後の浸透を考慮
- ・ 電子納品の作業負担も考慮し、受注者が実施を希望する場合に対応を行う。

(3) ASPの導入推進

- ・ ASP（情報共有化システム）の活用により工事事務の効率化を図るため、受注者に対して導入を推進する。但し、システムの利用は受注者側の負担になる場合もあるため、受注者が希望する場合において対応を行う。
※（用語説明）ASP：受発注者間でシステム上での情報を交換・共有する情報共有化システム

2-4-2 業務等の効率化に資する取組

(取組・方向性)

- ・設計等の業務の発注者は、受注者の時間外や休日の作業・打合せを前提とした指示を行わないこと（ウィークリースタンス）や、受注者からの質問に対して速やかに返答すること（ワンデーレスポンス）など、受注者の環境改善につながる対応について徹底を図る。
- ・このほかに、条件明示の徹底、業務スケジュールの適切な管理などの効率化に資する取組についても考慮し、受注者の意向を踏まえながら効果的に取り入れることを検討する。
※着手時の打合せ等において、業務履行に活用する項目について確認を行うこととする
- ・工事においても、ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスおよび条件明示の徹底等については業務と同様の取り扱いとするほか、その他の効率化に資する取組についても受注者が希望するものについては、着手時の打合せ等において活用する項目を確認し、取組の推進に努めることとする。

<表 業務等の効率化に資する取組項目>

取組項目	取組の内容
①ウィークリースタンス	打ち合わせ時間や資料作成に関する依頼時間・期限日等に配慮する
②ワンデーレスポンス	受注者からの質問・協議に対して発注者からの回答（指示）を速やかに行う（原則1日以内、困難な場合は受発注者協議の上、回答期限を設けるなど）
③条件明示の徹底	業務等の発注時において必要な諸条件等の明示を確実にし、受発注者間で情報共有する
④業務確認会議	設計方針や設計条件等の確認を、受発注者が一堂に会し実施する
⑤合同現地踏査	受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点等の情報共有を図る
⑥業務スケジュールの適切な管理	業務の進捗状況、懸案事項等について受発注者が共有し、業務を円滑に実施する（業務スケジュール管理表の活用など）
⑦照査の確実な実施	照査に必要な期間を確保する等の環境整備を行う

施策2-5：労働時間縮減に向けた取組の推進【企業】

建設産業の時間外労働の上限規制、適正な休暇の取得に向けて、企業においても労働時間縮減に向けた取組を推進する。

2-5-1 各企業での週休2日の確保、または年間トータルでの休暇取得の推進

(取組・方向性)

- ・工事や業務の受注者においても、工事や業務の規模、難易度や地域の実情、不稼働日等を踏まえた適正な工程を確保するとともに、下請業者も含めて工程管理の徹底を図る。
- ・完全週休2日の確保が可能な現場では、土日閉所の促進を図ることとするが、土日閉所が困難な場合でも、週休2日の確保を目指す。
- ・現場条件やその他の理由により週休2日の確保が難しい場合も含めて、現場で働く全ての人が年間トータルでの適正な休暇を取得できるよう努めるものとする。
- ・他官庁との統一土曜閉所等の取組などの機会がある場合には、作業員の意識改革等の面での効果が期待されることから、積極的に取り組むこととする。

■取組目標 3：担い手確保に向けた取組の推進

施策 3-1：担い手確保に向けた取組の積極的な実施【企業】

人材不足を課題に抱える各企業では、人材確保・育成や働き方改革などの取組を進めていかなければならない状況であるが、各企業の取組は建設産業全体の担い手確保においても不可欠であるため、各種支援策などを活用しながら積極的に取組を進めていくことが必要である。

3-1-1 就業環境の整備や改善の推進

（取組・方向性）

- ・各企業の働き方改革の取組は、各企業が就職先として選ばれ、従事者の定着にもつながる効果があることから、人材確保・育成に向けた取組として就業環境の整備や改善の推進を図ることとする。

【各企業が人材確保・育成に向けて取り組む就業環境の整備に関する項目の例】

休日の確保、時間外労働の縮減、給与水準の引き上げによる処遇改善、ワーク・ライフ・バランスの取組、女性が働きやすい職場環境の整備、福利厚生の充実、研修制度の充実、建設キャリアアップシステムの導入など

3-1-2 学生等の入職促進等に向けたインターンシップ等の取組の推進

（取組・方向性）

- ・学生等の入職促進及び離職防止効果があるとされるインターンシップの実施や、入職希望者に対する見学受入などの取組を推進する。
- ・インターンシップについては、本市の助成制度の活用を図るほか、個々の企業での実施が難しい場合については、本市や札幌商工会議所が主催するインターンシップ事業や、さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会の職場体験実習等の各種事業の活用についても考慮する。

3-1-3 社員 10 人未満の企業における入職促進等に向けた取組の推進

（取組・方向性）

- ・就業規則の作成・届出義務のない社員 10 人未満の企業においても、就業規則の作成に努める。

【就業規則についての補足】

- ・就業規則は社員 10 人以上の場合に作成・届出義務有り（労働基準法第 89 条）
- ・10 人未満の企業でも採用時に就業規則に書かれた労働条件を明示することで、入職

促進・離職防止の効果が期待される。

3-1-4 企業 PR や求人等の各種情報発信の推進

(取組・方向性)

- ・各企業や業界団体からの積極的な情報発信が各企業や建設産業に対する理解促進につながることから、企業や業界団体のホームページや SNS 等の開設拡大・内容充実を図ることにより、情報発信の強化を目指す。【施策 1-1-3】

施策 3-2 : 建設産業の活性化に資する取組に対する助成制度の拡充【市】

札幌市では、平成 27 年度に建設業人材確保・育成支援事業を立ち上げて、女性の就業環境向上やインターンシップに取組む企業等に対する助成事業を一部で実施してきたが、建設産業の担い手確保や生産性向上に向けた取組を更に推進するため、既存助成制度の見直しや新規助成制度を検討し、企業の取組を支援する。

3-2-1 既存の助成制度の見直し（建設業人材確保・育成支援事業）

(取組・方向性)

(1) 助成対象の要件緩和、対象工事等の発注部局の制限緩和の取組

- ・対象局の拡大：各局発注工事の就業環境改善のみを推進する取組ではないため、対象となる局を拡大し、全庁的な取組として制度を活用する。
- ・インターンシップ助成対象の緩和：現行の 3 日間実施に対して企業の負担が少ない 2 日間に要件緩和を行い、企業の取組の促進効果を狙う。

(2) 免許取得に対する助成制度の対象拡大の検討

- ・建設機械運転免許取得助成対象の拡大：除雪オペレーターの担い手確保を目的とした制度であるのに対し、建設企業の若年就業者の確保の促進を図るため、他の免許（大型免許、中型免許等）への拡大を検討する。
※2t 貨物トラック等は、H29.3 までの普通免許で運転可能であったのが、それ以降は新普通免許では運転できず、準中型免許が必要

(3) 女性従事者の労働環境整備に対する助成制度の見直し検討

- ・女性従事者の労働環境の向上を図るため、女性用トイレ又は更衣室の設置に対する助成を実施している。これに対し、札幌市でも国の実施する「快適トイレ設置」の適用も含めた取扱いを検討し、男性従事者も含めた建設現場での環境整備の取組拡大を図る。
※（用語説明）国の実施する「快適トイレ設置」：国の設定する装備の基準を備えた「快適トイレ」の設置費用を工事費に計上する制度

(4) 手続きの簡素化の検討

- ・助成制度の利用拡大に向けて、使い易い制度と事務処理の効率化を目指して、申請手続きの簡素化を検討する。

3-2-2 建設産業の担い手確保等の取組に対する支援策の検討

(取組・方向性)

(1) 建設産業の担い手確保等に向けた企業の取組に対する助成制度の検討

- ・建設産業の担い手確保等に向けた企業の取組を広く支援するため、建設業担い手対策支援事業補助金（道）（構成員が一市町村に限定されない団体）や、道内建設業担い手確保助成事業（北海道建設業信用保証：地方建協を通じて申請）の助成を受けられない団体においても、担い手確保の様々な取組に活用できる助成制度を検討する。

※新規採用職員等を対象とした研修開催や建設業のPRの取組費用等の補助を想定

(2) 企業の情報発信体制等の取組に対する支援策等の検討

- ・企業のホームページ整備【施策 1-1-3、3-1-4】や就業規則作成【施策 3-1-3】等に要する費用負担に対する助成や、専門家の派遣などの支援策を検討する。

3-2-3 建設現場での生産性向上等の取組に対する支援策の検討

(取組・方向性)

- ・市街地工事でのICT施工を促進するため、小規模土工に係る基準改定等の動向を踏まえつつ、ICT建機のリース料に係る持ち出し費用に対する助成など、支援策を検討する。【施策 6-3-1】

3-2-4 関連分野の人材確保・育成支援事業との連携等

(取組・方向性)

(1) ものづくり産業関係の技能者の人材確保・育成支援事業

- ・小中学生が建築関連の専門工事業の技能を体験できる「技能フェスティバル」（札幌地方職業能力開発協会が開催）の開催を支援する。
- ・職業能力開発促進法に基づき認定を受けた団体・法人等（建築、鉄筋、左官、塗装関係など）が実施する職業訓練の経費に対する補助を行う。
- ・建設産業の活性化につながる取組としても周知を図る。

施策3-3：建設産業での女性活躍を推進する施策の検討【市】

建設産業での女性活躍を推進するため、女性にとって良好な就業環境や各企業における女性活躍の優良事例等について、入職志望者や受入企業へ情報発信を行うなど建設産業での女性活躍を推進する施策を検討する。

3-3-1 札幌市の女性活躍に関する取組・施策との連携強化

（取組・方向性）

- ・建設産業での女性活躍の推進に向けて効果的な取組を目指し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村推進計画を包含するものとして策定された「第4次男女共同参画さっぽろプラン（計画期間2018～2022年度）」との整合性を図りながら、既存の取組との連携を図る。

3-3-2 女性の活躍に必要となる就業環境の改善の取組

（取組・方向性）

（1）女性活躍に取り組む企業に関する情報発信の検討

- ・女性活躍に関する先進的な取組を行う企業に関する情報については、建設産業への入職を志す女性にとって重要な情報であることを踏まえ、札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度や「えるぼし」認定制度の認証等を取得した企業について、建設産業における優良事例の情報発信を検討する。

（2）女性が働きやすい職場環境づくりの取組に関する情報発信の検討

- ・新規で女性採用を検討する企業においては、女性を雇用するうえでの環境整備や育成方法その他についての成功モデルやノウハウに関する情報が必要であることを踏まえ、札幌市が札幌商工会議所と連携して実施する「札幌市女性活躍推進に向けた働き方改革ロールモデルづくり」事業のモデル企業の取組に関する情報発信を行い、女性が働きやすい職場環境づくりを目指す企業に対する先進事例を提供する。
- ・市が専門家を招聘してセミナーを開催する等の支援策についても検討を進める。

（3）本市の建設産業での女性活躍推進に関する具体的な取組の検討

- ・上記の女性活躍推進に関する各種事業との連携や、国交省が策定する新たな計画を踏まえ、本市の女性活躍推進に関する具体的な取組を検討する。
※国交省が令和元年7月に「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定委員会」を立ち上げ、検討を進めている。（新計画策定は令和元年12月頃の予定）

＜表 女性活躍に取り組む企業等の認証・認定制度の例＞

認証・認定制度	制度の内容
札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度（札幌市）	仕事と子育ての両立に積極的に取り組む企業を認証する制度に女性活躍に関する要素を追加した制度
「えるぼし」認定制度（厚生労働省）	女性活躍推進法に基づく一定基準を見だし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度

施策3-4：技術者及び技能労働者の採用に向けた取組等への支援【市】

少子高齢化が進展する状況において、技術者や技能労働者の採用に課題を抱える企業は多く、各企業の人材不足の解消や地元建設産業の将来の担い手確保に向けて、企業の採用の取組等への支援が必要となっていることから、各企業の企業紹介や求人情報の情報発信、合同企業説明会等の効果的な支援策を検討する。

3-4-1 建設産業の合同企業説明会等に対する支援策の検討

（取組・方向性）

（1）建設業界団体又は企業が開催する合同企業説明会等に対する助成制度適用の検討

- ・建設業界団体または企業が開催する合同企業説明会等の助成制度適用について検討する。（施策3-3-1の適用とするなど）

（2）札幌市による建設産業の合同企業説明会の開催等の検討

- ・建設産業に特化した合同企業説明会を札幌市が開催するなどの支援策について検討を行う。

3-4-2 採用説明会等に活用できる建設産業PR資料の作成、収集

（取組・方向性）

- ・採用説明会等に活用できるPR用媒体(パンフレット等)を作成する。【施策1-1-2】
- ・他の団体や企業等が作成した既存のPR用媒体についても、共用が可能なものについては、様々なイベントや採用説明会等での活用を促進する。

3-4-3 企業情報の周知に関する支援策の検討

（取組・方向性）

- ・建設関連企業がホームページを通じて自社の紹介や求人情報等を発信する際に、求職者が市のホームページを通じて各企業の求人等の情報を得やすくなるような支援策を検討する。
- ※業界団体のホームページや求人情報サイト等とリンクを貼ることを想定し、各企

業のホームページと直接リンクは想定していない

3-4-4 企業向けの勉強会やセミナーの開催

(取組・方向性)

- ・建設産業の各企業が入職者の確保や離職防止に向けた取組等について学ぶ機会を提供するため、本市主催による勉強会やセミナーを開催する。

施策3-5:企業の枠を超えた若者・女性の活動に対する支援【業界団体、企業、市】

若者や女性の活躍は建設産業の持続的体制確保に不可欠であるが、市内企業において若者や女性を数多く雇用する企業は少数であるため、同世代での情報交換等が可能となるよう、合同研修など企業の枠を超えた横のつながりを創出する機会の確保を支援する。

3-5-1 若者・女性の活動との連携や横のつながりを創出する機会確保等の支援

(取組・方向性)

- ・若者や女性の育成に向け、企業の枠を超えた横のつながりの機会を確保するため、若者・女性の活動等との連携推進を図るとともに、建設産業の市内企業に入職した若手従事者を対象とした合同職員研修の開催等の支援策を検討する。
- ・女性の活動団体との連携強化や支援の取組を検討する。【施策 1-2-2】

施策3-6:各種支援制度等に関する情報の集約・発信【市】

建設産業の活性化に資する支援制度等が各機関において数多く実施されているが、認知度が低く活用されていない制度もあるため、各種支援制度の情報を市のホームページに集約し、活用しやすい情報発信を行う。また、札幌市等の認証制度や認定制度の取得は、企業にとってPRにつながるものもあり、建設産業の企業も視野に入れている就業活動者にとっても有益であると考えられるため、併せて情報発信を行う。

3-6-1 各機関が実施する各種支援制度に関する情報の集約・発信

(取組・方向性)

- ・各機関が実施する各種支援制度等に関する情報を収集し、札幌市建設局ホームページ等と各機関の各種支援制度とのリンクを充実させるとともに、情報を集約しての情報提供方法を検討し、情報を必要とする人が活用しやすい情報発信を行う。

3-6-2 札幌市等の認証・認定制度に関する企業の取組情報の発信

(取組・方向性)

- ・札幌市等が推進する認証・認定制度等を取得する建設企業等の取組に関する情報を建設産業のホームページから情報発信をすることにより、情報の活用や取組の推進を図る。

<表 札幌市が推進する認証・認定制度の例>

制度	制度の内容
札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度	仕事と子育ての両立に積極的に取り組む企業を認証する制度に女性活躍に関する要素を追加した制度（H30.4 創設）
さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度	地域のまちづくりに関する企業の公益的な活動を推進する制度（R1.7 創設）

■取組目標 4：人材確保、品質確保や地域貢献等に取り組む企業の支援

施策 4-1：企業の人材確保等の取組や技術力を考慮した発注方法の活用【市】

工事等の入札時に、価格に加え価格以外の技術力などの要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を充実するなどにより、技術力の向上、企業の人材確保や地域貢献などに積極的に取り組む企業を支援する。

4-1-1 多様な入札契約制度の活用等

(取組・方向性)

(1) 入札契約制度の活用の方向性

- ・価格に加え、価格以外の技術力などの要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の充実などにより、技術力の向上や企業の人材確保の取組などに積極的に取り組む企業を支援する。なお、令和元年の品確法改正により対象となった調査・設計も含めて総合評価落札方式の活用を図る。
- ・除排雪や災害対応の体制維持を図るため、それらの取組実績やそれらを担う企業の育成や支援に資する制度を検討する。
- ・以上については、いずれも各発注部局の状況に応じた取組とする。

(2) 新たな取組を考慮した発注方法の検討の方向性

- ・当プランに掲げる担い手確保や生産性の向上などの新たな取組を促進するため、国や他自治体を参考に、幅広く検討する。

<表 当プランにおいて推進する取組とそれに対応する工事等の発注方法の例>

推進する取組	取組に対応する発注方法について
①企業の人材確保・育成の取組の推進	総合評価落札方式（人材の育成や支援の取組を評価）
②企業の品質確保や技術力向上の取組の推進	総合評価落札方式（施工実績や技術力、品質確保の取組等を評価）、入札参加資格の設定（成績重視型、品質マネジメントシステム認証取得）
③除排雪や災害対応の体制維持	総合評価落札方式（地域貢献の取組を評価）、入札参加資格の設定（雪対策事業の実績）

施策4-2：建設産業の活性化に資する取組に対する表彰制度等の検討【市】

各企業において実施されている建設産業の活性化に資する様々な取組を、表彰や認証制度の対象とすることを検討するとともに、またその取組を実施する企業について情報発信を行い、企業の更なる取組の促進や建設産業全体のPRにつなげる。

4-2-1 表彰や認証・認定制度の充実・活用等の検討

（取組・方向性）

（1）企業の取組促進に向けた表彰や認証・認定制度等の検討

- ・建設産業の活性化に資する企業の様々な取組において、表彰や認証・認定制度の対象となっていないものについては、制度の創設を含めた企業の取組の促進策について検討を進める。

※建設産業のPRに積極的に取り組む企業や業界団体などを検討対象とすることを想定

（2）表彰や認証等の対象企業へのインセンティブの検討

- ・表彰や認証等の対象となった各企業に対しては、その評価された内容や取組について市ホームページへの公表を行う。この公表が企業のPRの一つとして社会的な評価につながるほか、建設産業全体のPR効果としても期待される。
- ・表彰や認証等を受けた企業に対して、今後の更なる取組を促進するため、総合評価落札方式の評価項目としての活用等を検討する。

<総合評価落札方式の評価項目となっている表彰・認証制度等の例>

総合評価落札方式の評価項目	表彰・認証制度等
本市工事・業務の表彰回数	工事・業務成績優秀業者表彰
本市雪対策事業等の従事実績	除雪表彰
札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の取得状況（ワーク・ライフ・バランス、女性活躍）	札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証
ISO9001 またはサッポロ QMS の取得状況（工事等の品質管理体制）	ISO9001 認証（別機関）、サッポロ QMS 認証（別機関）

■取組目標 5：企業の経営基盤の強化と適正な利潤の確保

施策 5-1：適正な予定価格の設定【市】

公共工事等の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場や現場の実態等を的確に反映した適正な予定価格の設定を行うとともに、工事等の落札率の推移を見極めつつ、国や他の地方自治体の動向や、公共工事等の従事者の賃金をはじめとする労働環境、事業者の経営環境の状況を踏まえた上で、最低制限価格の設定の見直しを図る。

5-1-1 現場と乖離のない歩掛・積算基準

（取組・方向性）

- ・企業の適正な利潤の確保を可能とするため、積算額と実勢価格に乖離がある場合については、これまでと同様、設計・積算の見直しを図るよう努めるなど、適正な予定価格の設定を図る。

5-1-2 適正な利潤の確保に向けた積算基準の設定

（取組・方向性）

- ・週休2日を達成した工事などの間接費や労務費・機械経費の補正などについては、国や他自治体の動向を踏まえ、適切に対処する。

施策 5-2：中長期的な事業量の確保【市】

地域の守り手となる建設産業の各企業が、健全で持続可能な経営に向けて、計画的に人材確保や資機材の更新を行うことができるように、行政として中長期的な事業量の見通しを示すとともに計画的な事業執行に努める。

5-2-1 アクションプランに掲げる事業の実施

（取組・方向性）

（1）アクションプラン 2019 等での建設事業費の取扱について

- ・「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019」（以下、「アクションプラン」とする。）（案）では、計画期間（2022年度まで）における歳入や経常的経費、計画対象となる政策的事業と財源を明示した「中期財政フレーム」を策定する。この中期財政フレームにおける建設事業費（一般会計費ベース）は1,000億円を超える規模で推移している。また、計画期間内は、この財政フレームに基づき単年度の予算編成を行うことで、財政規律を堅持しつつ施策を重点化していくこととしている。（12月策定予定、10/28パブコメ開始）
- ・「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針」（以下、「イ

ンフラ基本方針」とする。) (案) においては、建設事業費の10年間の中期的目標の設定と、50年間の長期的試算結果を示す。(12月策定予定、現時点では未確定)

(2) アクションプラン 2019 等の計画に掲げる事業の実施

- ・アクションプラン及びインフラ基本方針に示す計画値、中期的目標等については、各インフラ施設等の長寿命化や事業の平準化を図りつつ効率的な維持管理を実現するために算定した事業量を根拠としている。従って、中長期的な経費の見込みを踏まえてアクションプランに示された中期財政フレームを構成する各事業について、各施設の所管部局が確実に実施を図るものとする。

施策 5-3 : 地域を支える地元企業等の受注機会の確保【市】

地域のインフラの整備・維持、災害時の緊急対応や除排雪など地域を支える建設産業の経営基盤を強化するため、受注機会の確保につながる取組を推進する。

5-3-1 地元企業への優先発注

(取組・方向性)

- ・地域の建設産業育成の観点から、技術的特性等に応じて、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、これまでどおり地元企業への優先発注を原則とすることで、地元企業の受注機会の確保に努める。

5-3-2 地域を支える企業の受注機会の確保

(取組・方向性)

- ・災害時の緊急対応や除排雪などの取組を踏まえ、地域を支える企業の受注機会の確保につながる多様な入札方法の活用等に努める。

施策5-4：下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施【企業】

改正品確法では、公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、適正な額の請負代金での下請け契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金を含めた労働環境の改善に努めること等が受注者の責務として規定されている。

建設工事の受注者は、工事の適正な施工を確保するため、合理的かつ適正な元請・下請関係の確立に努めるとともに、建設産業における技能労働者の若年入職者の減少している一因は、給与水準の低さと社会保険に未加入の企業が多いことがあげられており、担い手確保のために技能労働者の処遇改善に努める必要がある。

5-4-1 下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施

（取組・方向性）

（1）下請契約の締結や下請代金支払の適正化の取組

- ・工事の受注者は、品確法や次に示す国交省の通知等に基づき、下請契約の締結および適切な代金の支払いなど元請負人と下請負人の間の取引の適正化等に努める。

（2）技能労働者の処遇改善の取組

- ・工事の受注者は、品確法や次に示す国交省の通知等に基づき、技能労働者の適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図ることに努める。
- ・技能労働者の処遇改善とキャリアの見える化を推進するため、建設キャリアアップシステムを活用し、処遇改善や適正な労働時間の管理に努める。

【下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（平成30年12月3日国交省通知）】

- ・下請契約の適正化等に努めるうえでの留意事項として示された項目
- ※見積について、契約について、検査及び引渡しについて、下請代金支払いについて、技能労働者への適切な賃金の下請負人への配慮等について、施工管理の徹底について、社会保険加入の徹底について、技能労働者への適切な賃金の支払いについて、建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等について、ほか

【技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成31年2月22日国交省通知）】

- ・技能労働者への適切な賃金水準確保等に努めるうえでの留意事項として示された項目
- ※技能労働者への適切な水準の賃金の支払いについて、インフレスライド条項の適用等について、法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導について、若年入職者の積極的な確保について、ダンピング受注の取り止めについて、適切な工期設定に伴う必要経費の確保について、ほか

施策5-5：下請契約等の適正化に関する啓発の強化【市】

適正な元請・下請関係の確立を促すため、入札参加企業に対する下請契約の適正化に関する啓発を行う。

5-5-1 下請契約等の適正化に関する啓発の強化**(取組・方向性)**

- ・ 全ての入札参加者に対して、下請契約等の適正化に関する国の通知等を踏まえた啓発指導文書を送付する。
※ これまでも全ての入札参加社に対する啓発指導文書を年2回送付している
- ・ 市が締結する全ての工事契約において、札幌市建設工事施工体系的成果指導要領の要約版である「工事施工にあたってのお願い」を配布するなど、下請契約に関する注意事項についての啓発を強化する。
- ・ 建設産業に対して下請契約等の適正化に関する啓発を強化するため、国の通知の周知徹底に向けた情報発信など、実効性を高めるための取組を検討する。

■取組目標 6 : 生産性向上につながる i-Construction の推進

施策 6-1 : ICT 活用工事の拡大【市】

建設産業の働き方改革の推進や労働力不足対策として生産性の向上が不可欠であり、市街地工事では ICT の適用可能な工事は少なく、プラント工事や営繕工事等では適用可能な技術が整備されていない状況であるが、ICT 活用工事の適用を推進する。

6-1-1 ICT 土工・舗装工やその他の工種への適用拡大の検討

(取組・方向性)

- ・ ICT 活用工事について、今後の適用工種の拡大などの国の動向を注視し、取組の可能性のあるものについて試行を進めていく。

施策 6-2 : i-Construction による事業の効率化【企業、市】

ICT 技術の全面的な活用、規格の標準化等を行い、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す i-Construction に取り組み、事業の効率化を図る。

6-2-1 除排雪作業の効率化・省力化に向けた ICT の活用

(取組・方向性)

- ・ 札幌市冬のみちづくりプラン 2018 に示した次の事例についての取組を進める。

【「札幌市冬のみちづくりプラン 2018」で示した ICT の取組事例】

- ・ ダンプトラックの運搬距離低減や台数縮減に向けた排雪の搬入先選定の自動化
- ・ GPS 端末の情報を基にした除雪機械の作業距離の最適化
- ・ 最適な除雪作業判断を支援する気象・道路・交通状況などのビッグデータを活用したシステムの検討
- ・ 除雪現場の省力化に関する様々な活動を検討する「i-Snow」への参画による先進技術の共有と活用

6-2-2 ICT 新技術の市街地工事や維持管理分野への活用の検討

(取組・方向性)

- ・ i-Construction による事業を拡大していくため、導入が難しいとされる市街地工事や維持管理分野への ICT 新技術の活用を、国の技術基準類の整備等の動向を踏まえて検討する。

6-2-3 コンクリートのプレキャスト化の活用の検討

(取組・方向性)

- ・コンクリートの生産性向上を図る部材のプレキャスト化は、特に工期に制約が大きい場合に有効であることから、工事現場での導入拡大を検討する。

6-2-4 BIM/CIM 活用業務及び設計段階からの3次元設計図面の導入の検討

(取組・方向性)

- ・BIM/CIM 活用業務の積極的な導入を図るとともに、3次元データの活用に向けた環境整備等の検討を進める。

施策6-3：ICT 施工の導入促進策の検討【市】

本市ではICTに適した現場は少なく、またICT活用工事の実績のある市内企業も少ない状況であるが、今後ICT施工の拡大を目指すにあたり、ICT活用工事の推進を図る方策等を検討する。

6-3-1 ICT 施工の導入促進策の検討

(取組・方向性)

- ・国の直轄工事や他自治体での運用を参考に、ICT活用工事での実施率を上げる方策を検討する。
- ・市街地工事でのICT施工を促進するため、小規模土工に係る基準改定等の動向を踏まえつつ、ICT建機のリース料に係る持ち出し費用に対する助成など、支援策を検討する。【施策3-2-3再掲】

■取組目標 7：建設業の発展に向けた横断的な取組の実施

施策 7-1：企業の事業承継などの取組への支援【市】

業績や資金面に何ら課題を抱えていないにも関わらず、後継者不在のため中小企業が廃業に追い込まれるケースが増加しており、建設産業の体制確保への影響や地域経済の衰退にもつながる懸念があり、企業の事業承継などの支援策を検討し、雇用環境の確保を図る。

7-1-1 事業承継に関する市の取組との連携

（取組・方向性）

- ・建設分野において企業の後継者不在を原因とした廃業を防ぐ取組を進めるため、事業承継に関する市の取組との連携を図る。

7-1-2 事業承継や合併などにおいて体制維持を目指す企業への支援策の検討

（取組・方向性）

- ・入札参加者に対する合併支援策について周知を図る。
- ・建設分野の各企業が合併等による体制維持を目指す際の課題等を整理し、支援の在り方や方法等について検討する。

施策 7-2：関係業界との連携強化【企業、市】

建設産業以外の関係業界においても担い手不足が生じており、円滑に工事等を実施するため、関係業界との連携強化を図る。

7-2-1 建設業以外の下請業者や取引業者の確保に向けた連携強化

（取組・方向性）

- ・下請等の関係業界との連携強化を図り、要望事項などを考慮して施策を検討する。

【国交省通知による配慮事項】

- ・H30.12 国交省通知「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」において、「資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送業者等」に対しても建設業の下請企業に準じた配慮を求めている。

施策 7-3 : 札幌市産業人材創出推進本部や既存計画等との連携【市】

本市の産業人材の創出に関する対策を全庁的に推進する札幌市産業人材創出推進本部など、関連する計画等との連携を図りながら進める。

7-3-1 札幌市産業人材創出推進本部の取組との連携

(取組・方向性)

(1) 産業人材の掘り起こしに関する取組

- ・札幌市産業人材創出推進本部に設置される「労働力不足業界支援分科会」において、各業界の実態把握や情報共有・連携強化を図っていくため、建設分野の実態把握等を進めるとともに、分科会で検討される産業人材の掘り起こしやマッチング等の取組について、建設分野の支援につなげていく。

(2) 外国人材の支援に関する取組

- ・札幌市産業人材創出推進本部に設置される「外国人材受入支援検討分科会」において、外国人材の受入を必要としている企業が円滑に受け入れることができるような支援の検討を進めるため、建設分野の外国人材の受入のニーズを把握しながら連携を図っていく。

7-3-2 市の既存計画との関連

(関連計画との連携について)

- ・当プランの取組にあたっては、以下に例示する関連計画との連携を図りながら進めていくものとする。(アクションプラン 2019 の事業を踏まえて整理予定)

<表 当プランに関連する計画の例>

関連計画	関連事項
①札幌市冬のみちづくりプラン (2018)	担い手確保の対象が活性化プランと同じ中小建設企業であるため、常に連携を図って取組を進める
②札幌市強靱化計画 (2019 予定)	施策プログラムに「災害対応等に不可欠な建設産業従事者の確保・育成」が掲載される予定
③地域防災計画 (2017)	災害に強いまちづくり、防災体制の確立等が基本目標と関連
④男女共同参画さっぽろプラン (2018)	活性化プランの女性活躍に関する施策の検討において、このプランの施策や参考指標項目などの活用を検討する
⑤札幌市産業振興ビジョン (2016)	基本施策や取組内容について考慮。経済観光局が掲げる中小・小規模向けの支援メニューの活用を促進する

施策 7-4 : 教育分野との連携【市】

子どもが、災害時の対応や除排雪など身近な存在である建設産業の役割について理解を深める機会を拡大するために、学校教育等と効果的に連携する方策を検討する。

7-4-1 建設産業に対する子どもの理解の醸成

(取組・方向性)

- ・学校教育等の中で、様々な職業について学ぶ機会として職場体験などが取り入れられていることを踏まえ、建設現場の活用など今後の連携拡大に向けて検討する。
- ・子どもが社会資本の役割や除排雪などについて学ぶ際に、その作業の担い手であり、安全・安心な市民生活を支える建設産業の役割等についても併せて理解してもらうことができるよう、子どもや教育に関わる分野との連携を図る。

施策 7-5 : 他機関の建設産業関連施策との連携【市】

担い手確保に向けた様々な施策の推進にあたって、他機関で実施されている建設産業関連の施策との連携を図る。

7-5-1 他機関の建設産業関連施策との連携

(取組・方向性)

- ・各施策の推進にあたって、建設産業を取り巻く担い手不足の状況など多くの課題を共有する北海道開発局や北海道庁との連携を強化し、効果的な取組を目指す。
- ・支援制度の検討にあたって、厚生労働省や保証事業会社をはじめ他機関が行う各種支援事業を踏まえ、必要な調整を図りつつ、制度の利用者にとって使いやすい支援策を目指す。

■ 取組目標 8 : 将来に向けた広い観点での中長期的課題の検討

施策 8-1 : 地元建設産業の持続的な体制の確保に向けた中長期的課題の検討【市】

外国人労働者への対応など、今後大きな局面の変化や国等の動向を踏まえ、持続的な体制確保に向けた中長期的な課題について検討する。

施策 8-2 : 国の政策に関する業界の要望に対する札幌市としての協力検討【市】

建設産業の持続的な体制確保のため、業界の要望を国に対して働きかけるなどの協力を検討する。

施策 8-3 : 官民含めた建設業界全体での働き方改革の推進【企業、市】

民間発注の工事等においても働き方改革が推進されるよう、官民の発注者が連携した取組を推進する。

第6章 プランの推進にあたって

この章では、取組目標1~8の各施策の
推進に関する事項を示します。

1 プランの推進にあたって

- ・第5章の各施策を推進するにあたって、推進体制を確保するとともに、PDCA サイクルの考え方に基づき評価指標を持ちながら継続的な進行管理を行う。

1-1 プランの推進の考え方

- ・当プランには、関連業界との連携を必要とする施策を多く含めていること、庁内の関係部局が多いことなどから、施策の推進にあたって業界や庁内の関係部局との連携を図る必要がある。
- ・第5章の各施策について、PDCA サイクルの考え方に基づき継続的な進行管理を行うことで、担い手不足等の状況や建設産業を取り巻く情勢などを的確に捉え、効果的な取組の実施につなげる。

1-2 推進体制

1-2-1 庁内の推進体制

- ・庁内の推進体制として、以下の会議等により関係部局間での連携を図りつつ施策を推進する。

<表 庁内の推進体制>

会議等	対象とする主な検討事項
建設産業活性化プラン庁内連絡調整会議	プラン全体、支援策に関することなど
公共工事技術管理検討委員会	週休2日や書類簡素化など工事関連の取組など
産業人材創出推進本部会議	他分野（介護・保育等）との共通の取組、産業人材掘り起こし、外国人材の支援など

1-2-2 建設業界との推進体制

- ・プランに掲げた取組の実施状況の把握や、建設業界と市が一体的に実施する取組等について、建設業界と札幌市が両輪となって推進するため、次の体制を確保する。

(1) 建設業界との意見交換会の開催

※（仮称）札幌市建設産業活性化プラン検討部会と同様の体制を想定

(2) アンケート調査の実施

※アンケートの対象は(1)意見交換会の参加団体の構成企業を想定

1-2-3 その他

- ・道内の建設産業関連の施策との連携強化に向けて、北海道開発局や北海道庁との連携を図るほか、関係する国の機関や他の自治体の取組状況も踏まえ、施策を推進する。

1-3 プランの評価・見直し

- ・アクションプラン 2019（案）では、指標によりプラン全体の進行管理を行い、当初の想定どおり推移していない指標や、目標値を超えて更に伸ばしていくべき指標に関連する事業については、毎年度、事業内容の見直しを行い、単年度予算に反映させることで、着実な計画の推進を図ることとしている。
- ・当プランの第5章の各施策について、PDCA サイクルの考え方にに基づき継続的な進行管理を行うにあたって、以下に示す評価指標及び参考指標を踏まえることとする。

1-3-1 評価指標

- ・アクションプラン 2019（案）に掲載された「建設産業活性化推進事業」の指標「支援制度の年間利用件数」を評価指標とする。

指標	現状値	目標値
支援制度の年間利用件数	73 件 (2018 年)	200 件 (2022 年)

※当プランの最終年次である 2024 年度は、実績を踏まえて設定予定

1-3-2 参考指標

- ・建設産業を取り巻く情勢などを的確に把握し、施策の見直しにつなげていくため、毎年のデータが得られない項目であっても担い手不足の状況を把握できる項目や、アクションプラン 2019（案）に掲載される関連事業の指標（建設分野以外も含む）についても、参考指標として活用する。

(1) 国勢調査の調査項目（5 年毎）

- ・年代別の建設産業就業者数
- ・年代別の建設産業入職率

(2) アンケートの実施等により企業毎の状況を把握する項目

- ・年代別に入職者・離職者数
- ・インターンシップの実施に対する入職率

(3) アクションプラン 2019（案）の関連事業の指標（建設分野以外も含む）

	事業名	事業指標
1	企業による市民活動促進事業	企業によるまちづくり活動回数
2	創業促進支援事業	市の支援を受けて企業した人数
3	中小企業金融対策資金貸付事業	札幌みらい資金の年間新規融資額
4	中小企業経営支援事業	経営・創業についての年間相談件数
5	企業向け人材確保相談窓口設置事業	人材確保相談窓口から照会した企業に就職した人の数
6	中小企業融資促進事業	
7	ものづくり人材育成支援事業	若年層へ向けた啓発イベント等の参加人数

8	札幌 UI ターン就職支援事業	当該センター登録者の内定件数
9	移住による就業者・企業創出事業	当該制度を利用した移住世帯数
10	さっぽろインターンシップ促進事業	翌年度に卒業するインターンシップ参加者の道内就職率
11	奨学金返還支援事業	連携市町村内企業への年間就職者数
12	進路探究学習オリエンテーリング事業	年間参加生徒数
13	ワークトライアル事業	
14	ローカルマッチプロジェクト事業	
15	中小企業採用力等強化事業	
16	さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業	さっぽろ女性応援 festa 関連イベント等の男性参加率
17	仕事と子育ての両立支援事業	助成金交付件数
18	就業サポートセンター等事業	就業サポートセンター及びあいワークを利用して就職した人数（累計）
19	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合
20	女性活躍に向けた働き方改革サポート事業	本事業参加企業のうち、女性活躍に向けた取組を始めた、充実させた企業の割合
21	女性向けキャリア支援事業	
22	男女が共に活躍できる職場づくり応援事業	
23	入札・契約制度の改善	工事の競争入札に占める総合評価方式の割合

※空欄はアクションプラン 2019（案）の本文中に掲載のない項目